

かんさい回覧板

発行責任者 熊澤守
編集責任者 教宣部

突如、職務乗車証の利用が制限される！ 間違っても不正行為？

5月24日頃から、各職場において「職務乗車証等の利用制限について」と題した掲示が掲出されています。

内容は、JR他社の在来線改札口及び新幹線乗換改札口の一部での職務乗車証等の利用を禁止するというものです。実施日は6月1日からとして、禁止事項を守らない者については、職務乗車証等の不正使用として厳正に対処するとしています。

しかし、なぜ職務乗車証等の利用を制限するのかについては会社から何も明らかにされていません。

新大阪駅では、留意点として「改札機の機能はすぐに改修されない（間違っても通ってしまう→不正行為となる）」と記載した用紙を社員に配布しています。間違っても職務乗車証等を入れた場合は不正行為となるのでしょうか？間違っただけで不正使用として厳正に対処されてはたまったものではありません。

何のための利用制限なのか！ 社員に不便を強いる利用制限はやめろ！

会社から職務乗車証等を利用制限する理由は一切明らかにされませんが、ICカード不正使用の再発防止策であることに間違いありません。

最近、ICカードを不正使用した社員に対して懲戒解雇や出勤停止という過酷で大変重い処分が出されているようです。社員を懲戒解雇にすることはまさしく異常事態です。しかし会社は、この異常事態について社員に一切明らかにしていません。

ICカード不正使用の事態（解雇処分も含めて）を社員に一切明らかにせず、社員に対して不便を強いる職務乗車証等の利用制限を唐突に出されても納得出来るものではありません。しかも、間違っても使用しただけでも不正行為とされる可能性があります。

唐突に出された社員に不便を強いる職務乗車証等の利用制限は多くの問題があります。6月1日からの利用制限の実施は中止すべきです。